

第3期海津市障がい者計画



平成 29 年 3 月
海 津 市

1 計画の目標

「ノーマライゼーション」*の理念に基づきながら、障害者基本法の目的であるすべての人が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、互いに人格と個性を尊重しあいながら共生する社会の実現をめざします。

本計画の目標については前回の計画の目標を継承し、「協働による安心して暮らせるまち」とし、障がいのある人の自立や社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進していきます。

協働による安心して暮らせるまち



※障がいのある人もない人も同じように生活を送ることができる社会をめざす考え方をノーマライゼーションといいます。

2 計画の位置づけ



3 計画の期間

「第3期海津市障がい者計画」は、平成29年度から平成33年度の5年間を計画期間として策定します。なお、社会情勢の変化や障がいのある人のニーズに対応し、必要に応じて計画の見直しを行います。

4 計画の体系図

計画の目標	分野	施策の方向
協働による安心して暮らせるまち	1 啓発・広報	(1) 啓発・広報活動の推進 (2) 人権・権利擁護の推進 (3) 障がいを理由とする差別の解消の推進 (4) 地域交流、ボランティア活動の推進
	2 生活支援	(1) 相談・支援体制の充実 (2) 発達支援事業の充実 (3) 障害福祉サービスの充実 (4) 障がい児サービスの充実 (5) 地域生活支援事業の充実 (6) 各種手当・制度等の周知
	3 生活環境	(1) 生活環境の整備 (2) 移動・交通対策の推進 (3) 防犯・防災体制の整備
	4 教育・育成	(1) 就学前の支援の充実 (2) 学校での支援の充実 (3) 特別支援教育の充実 (4) 福祉教育の推進
	5 雇用・就労	(1) 雇用・就労の促進 (2) 福祉的就労の促進
	6 保健・医療	(1) 障がいの予防と健康の増進 (2) 精神保健福祉施策の推進
	7 情報・コミュニケーション・社会参加	(1) 情報提供の充実 (2) コミュニケーション支援の充実 (3) 障がい者スポーツ・芸術・文化活動等の社会参加の促進

分野別施策

1 啓発・広報

(1) 啓発・広報活動の推進

すべての人々が、障がいに対する理解を深め、差別や偏見をなくすために、広報誌等を積極的に活用して啓発・広報活動を行います。

(2) 人権・権利擁護の推進



人権・権利擁護を推進していくため、障がい者虐待防止等の周知・啓発を推進します。

(3) 障がいを理由とする差別の解消の推進

障害者差別解消法に関する周知・啓発を進めるとともに、窓口対応等における合理的配慮を行います。



(4) 地域交流、ボランティア活動の推進

ボランティアに参加しやすい環境を整備するため、地域に根ざした福祉活動の担い手となるボランティアの育成と活動を支援していきます。

主な障がいに関するマーク



障がい者のための国際シンボルマーク



身体障がい者標識



聴覚障がい者標識



盲人のための国際シンボルマーク



耳マーク



ほじょ犬マーク



オストメイトマーク



ハート・プラスマーク



障がい者雇用支援マーク



ヘルプカード



「白杖SOSシグナル」普及啓発シンボルマーク

2 生活支援

(1) 相談・支援体制の充実



障がいのある人や家族が必要とする指導助言を受けられることができるように、相談窓口を充実し、その周知を図るとともに、相談員の研修を充実します。

(2) 発達支援事業の充実

発達支援センター「くるみ」を核とし、乳幼児期から成人期まで途切れのない支援を行います。

(3) 障害福祉サービスの充実



障がいのある人の地域での生活を支援するため、サービス提供事業者と連携し、障害福祉サービスを充実します。

(4) 障がい児サービスの充実

一人ひとりの子どもの状況に応じてきめ細かに支援します。

(5) 地域生活支援事業の充実



障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるように、地域生活支援事業の充実を図ります。

(6) 各種手当・制度等の周知

障がいのある人や保護者・養育者の経済的な負担を軽減するため、各種年金・手当等について周知を図り、制度に基づく給付を推進します。

3 生活環境

(1) 生活環境の整備



地域で安心して暮らせるよう、多様な住まい方の支援や入居支援など、障がいのある人の良好な居住環境整備に努めます。

(2) 移動・交通対策の推進



障がいのある人の移動手段を確保するため、道路や公共施設等の整備を行うとともに、公共交通機関の利便性の向上に努めます。

(3) 防犯・防災体制の整備

障がいのある人も地域社会において、安心・安全に生活することができるように、災害情報の提供や避難所の整備を進めるとともに、災害発生時の救援活動体制の確立に努めます。



発達支援センターくすみ利用者作品、
岐阜県立海津特別支援学校児童生徒作品

4 教育・育成

(1) 就学前の支援の充実

障がいや発達に課題のある子どもの保育・療育のために、保育体制や療育体制を充実します。



(2) 学校での支援の充実

障がいのある子どもに対し、障がいの状況に応じた適切な教育を受けることができるように、教育内容の充実と教職員のスキルアップを図ります。

(3) 特別支援教育の充実

障がいのある子どもの就学環境が求められている中、特別支援教育を充実します。



(4) 福祉教育の推進

ライフステージの各段階で障がいに対する理解を深めるために、学校における交流活動や訪問活動等の福祉教育及び家庭における福祉教育の推進を図ります。

5 雇用・就労

(1) 雇用・就労の促進

障がいのある人の雇用を促進するために、企業への障がい者雇用の普及啓発や就労機会、多様な障がい特性に応じた就労の場の確保を図ります。

(2) 福祉的就労の促進

一般就労へのステップの場を拓げるために、福祉的就労の活性化を図ります。

6 保健・医療

(1) 障がいの予防と健康の増進

障がいの要因となる疾病等を予防するため、医療機関などと連携し、疾病や障がいなどの早期発見及び治療、早期療育に努めます。



(2) 精神保健福祉施策の推進

精神障がいのある人の自立促進のために、精神障がいのある人や家族などに対する相談支援体制の充実を図ります。また、精神障がいや精神障がいのある人に対して周囲が正しい理解をするために、自殺予防対策事業等を行うことにより、市民の精神疾患に対する正しい知識や情報の普及・啓発を行います。

7 情報・コミュニケーション・社会参加

(1) 情報提供の充実

障がいのある人が様々な情報を入手できるように、障がいの特性に応じた情報提供に努めます。

(2) コミュニケーション支援の充実

聴覚障がい等のある人の意思疎通の充実を図るために、障がいの特性に応じて、手話通訳や要約筆記などのコミュニケーションに関する支援体制の充実を図ります。



(3) 障がい者スポーツ・芸術・文化活動等の社会参加の促進

障がいのある人が、地域において、生きがいをもち、ゆとりや潤いのある生活を送るため、社会参加活動などに参加する機会の充実に努めます。

第3期海津市障がい者計画【概要版】

発行年月 / 平成29年3月
発行 / 岐阜県 海津市
編集 / 海津市 健康福祉部 社会福祉課
〒503-0695 岐阜県海津市海津町高須 515 番地
TEL : 0584-53-1139 FAX : 0584-53-1569

表紙：岐阜県立海津特別支援学校中学部生徒作品